重要なお知らせ

知事会見（味の素(株)との連携協定 他）

陽性者登録センター（コロナ検査キット受付）

イベント等での食品の臨時出店について

記事ID：0151392　2022年8月1日更新　生活衛生課

- 臨時営業の許可申請の手続きはこちら

イベント等で飲食物の提供・販売を予定されている方へ

- 岐阜県（※）では、**イベント（バザー含む）**において、テント等の簡易な施設を利用して一時的に行う飲食物の調理、販売等における衛生確保を図るため、次のとおり取り扱うこととしております。
- 出店内容により、施設基準や、取り扱う食品の制限等がありますので、各種イベント開催の少なくとも1ヶ月前には、出店予定地を所管する保健所及びセンターへご相談ください。
- また、すでに岐阜県内一円（岐阜市を除く）で営業許可を取得されている方も、取り扱う食品について、事前に出店予定地を所管する保健所へご相談ください。

（※）中核市である岐阜市を除きます。

臨時営業 / バザー出店の範囲

臨時営業の範囲

- 一時的なイベントにおいて、テント、屋台、その他の簡易な施設を利用し、簡易な飲食物の調理、販売を行うことをいいます。
- 「イベント」とは、飲食物の提供を伴う社会通念上一定規模以上の興行の祭典及び行事、並びにデパート、スーパー等の催事場において行う特別な催し物をいいます。

（※）食品衛生法が改正され、全ての営業者は食品衛生責任者を選任する必要があります。

（※）営業の際は、HACCPに沿った衛生管理が求められます。

→ 臨時営業の手続きはこちら

→ （リーフレット） 臨時的に飲食店営業を予定されている方へ [PDFファイル／819KB]

このページを見ている人はこんなページも見ています

食品営業許可・変更届出等の手続き（生活衛生課）

新型コロナウイルス感染症【県内の感染動向】（感染症対策推進課）

無料検査の実施について（県民のみなさまへ）（感染症対策推進課）

「第7波」感染急拡大継続への対応　～岐阜県BA.5対策強化宣言～（感染症対策調整課）

新型コロナウイルス感染症について

バザー出店の範囲

次のいずれかの行事に出店し、施設を設けて飲食の調理又は販売を行うものであって、業に該当しないものは、営業許可（又は営業届出）の対象ではなくバザー出店として取り扱います。

- 出店地を所管する市町村、岐阜県、国又は住民団体等が自らの責任の下に主催・共催する公共的目的を有する行事

  （例）町内会の夏まつり、市町村が主催する公民館まつり等

- 学校、社会福祉施設、企業等において開催される行事であり、次の要件をいずれも満たす行事
  - 出店者は行事の主催者又は関係者であること
  - 行事の参加者は、行事の主催者の関係者及び周辺住民等に限られること

（例）文化祭、学園祭、納涼会、PTAによるバザー等のほか、企業による従業員の福利厚生を目的とした行事

- その他無料で飲食物を提供し、営利を目的としない行事

（※）バザー出店は、出店は三日以内であって、出店延べ期間は1年につき概ね十日以内とします。

→　取扱食品（例）[PDFファイル／737KB]

イベント等を主催される方へ

- **「イベント等」とは、イベント及びバザー出店のことをいいます。**
- イベント等の主催者の方は、飲食物の提供施設の出店状況について、あらかじめ開催する地区の保健所（県内の保健所一覧）に次の書類を提出してください。

（※）岐阜市内で行われるイベント等は、対象外です。

【届出書類】

1. イベント等開催届（届出様式：　[PDFファイル／65KB]・　[Wordファイル／20KB]）
2. イベント等の概要が把握できるもの
3. 出店施設の配置図
4. 出店者一覧表（参考様式：　[PDFファイル／91KB]・　[Wordファイル／27KB]）
5. 個々の出店内容の個票（参考様式：　[PDFファイル／690KB]・　[Wordファイル／55KB]）

臨時営業許可申請の手続き

- 屋台やテント等簡易な施設を設け、同一の場所で一時的に飲食物の簡易な調理を行う営業を行う場合は、食品衛生法で定めている飲食店営業の許可が必要です。
- 営業許可を取得するためには、保健所に申請をして、岐阜県が定めた施設基準に適合する施設や設備を準備し、保健所の許可を受ける必要があります。
- 営業にあたっては、HACCPに沿った衛生管理（公衆衛生上講ずべき措置の基準）を守るとともに、食品衛生責任者を選任してください。
- 取り扱う食品や、施設の図面等を持参のうえ、実施日の約1か月前に、営業場所を管轄する保健所へご相談ください。

→　（リーフレット）　臨時的に飲食店営業を予定されている方へ [PDFファイル／819KB]

【申請に必要な書類等】

（提出書類）

1. 臨時営業許可申請書（申請書様式：「　[Excelファイル／39KB]」・「　[PDFファイル／230KB]」）
2. 施設の構造及び設備を示す図面（参考様式：個々の出店内容の個票「　[PDFファイル／690KB]」・「　[Wordファイル／55KB]」）

（「1.臨時営業許可申請書」の記入例：　記入例 [PDFファイル／672KB]）

（確認させていただく書類）

1. 食品衛生責任者の資格を証する書類（調理師免許証、製菓衛生師免許証、食品衛生責任者養成講習会受講済み証など）
2. 前処理施設がある場合、当該施設の構造設備が分かる図面等
3. 取扱食品の調理方法等、営業内容が分かる書類（「2.施設の構造及び設備を示す図面」の参考様式を参照ください。）

【申請手数料】

飲食店営業（臨時営業）2,000円

リーフレット

- （リーフレット）　臨時的に飲食店営業を予定されている方へ [PDFファイル／819KB]

問い合わせ先

施設基準や取り扱う食品の制限等がありますので、各種イベント開催の少なくとも1ヶ月前ぐらいには出店予定地を所管する保健所へご相談ください。

県内の保健所一覧

名称	電話番号	Eメール	所管区域
岐阜保健所	058-380-3001	c22701@pref.gifu.lg.jp	羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜保健所本巣・山県センター	058-213-7268	c22702@pref.gifu.lg.jp	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111	c22703@pref.gifu.lg.jp	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111	c22704@pref.gifu.lg.jp	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011	c22705@pref.gifu.lg.jp	関市・美濃市
関保健所郡上センター	0575-67-1111	c22707@pref.gifu.lg.jp	郡上市
可茂保健所	0574-25-3111	c22706@pref.gifu.lg.jp	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
東濃保健所	0572-23-1111	c22708@pref.gifu.lg.jp	多治見市・瑞浪市・土岐市
恵那保健所	0573-26-1111	c22709@pref.gifu.lg.jp	中津川市・恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111	c22710@pref.gifu.lg.jp	高山市・飛騨市・大野郡
飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111	c22711@pref.gifu.lg.jp	下呂市

岐阜市保健所の連絡先

名称	電話番号	Eメール	所管区域

岐阜市保健所食品衛生課	058-252-7194	syokuhin@city.gifu.gifu.jp	岐阜市

Get Adobe Acrobat Reader
PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

このページの内容に関するお問い合わせ先

生活衛生課　（食品安全推進室・食品指導係）
県庁10階　電話番号：058-272-8280　FAX：058-278-2627
メールでのお問い合わせはこちら

Tweet　いいね！　シェアする　LINEで送る

岐阜県庁 GIFU Prefectural Office
〒500-8570　岐阜市薮田南2丁目1番1号
電話番号　058-272-1111（代表）
（法人番号4000020210005）

開庁時間
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）
※一部、開庁時間の異なる機関、施設があります。

子育て世代の健康住宅専門店 PLUS プラスホーム 株式会社 渡辺建設

Copyright © GIFU Prefecture. All Rights Reserved.